明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十二年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（総務一八二）　一
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一八三）　二
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務二三五）　二
〔人事異動〕
気象庁　六
〔公　告〕
諸事項　一九
官庁
製造たばこ小売定価関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、独立行政法人産業技術総合研究所平成二十年度財務諸表、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、地方職員共済組合役員の異動関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九七
会社その他
会社決算公告　一〇三

告示

○総務省告示第百八十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十二年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十八日　　総務大臣　原口　一博

政党の名称	平成二十二年分として交付すべき政党交付金の額
改革クラブ	一二〇、四三四、〇〇〇円
公明党	二、三八九、三〇五、〇〇〇円
国民新党	三九七、二〇三、〇〇〇円
社会民主党	八六四、八七一、〇〇〇円
自由民主党	一〇、三七五、〇八二、〇〇〇円
新党日本	一三五、六一六、〇〇〇円
民主党	一七、二九七、九八五、〇〇〇円
みんなの党	三六一、五〇〇、〇〇〇円

○総務省告示第百八十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十八日　　総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　山内　俊夫		平成二十二年一月八日
	所属国会議員（所属国会議員となった）	住所　香川県丸亀市城東町二―六―二	氏名　山内　俊夫	平成二十二年一月十三日
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　長谷川大紋		平成二十二年一月十五日
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　吉村剛太郎		
改革クラブ	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　松下　新平		

選出区分　参議院議員　香川県
選挙期日　平成十六年七月十一日
同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していなかった。